

街路事業の概要

都市計画課

1. 事業の目的

街路は、市街地内の道路であり、都市基盤施設のなかで最も基本となるもので、街づくりの基本となる施設であり、街路事業はその整備により交通渋滞解消、幅広い歩行空間を確保し、良好な都市環境の整備及び魅力ある都市の形成を図るものです。

2. 道路事業と街路事業との区分

道路の整備は、道路局の所管する道路事業と都市・地域整備局の所管する街路事業とがあります。

街路事業は、原則として、都市計画決定されている道路のうち、人口集中地区内の幹線道路を対象として実施しています。ただし、国道については除かれます。

なお、整備された道路の管理は道路管理者に引き継がれます。

また、都市計画道路には、3・4・3号というふうな3つの数字から成る番号が付されております。一番最初の数字は自動車専用道路とか幹線街路、区画街路などの道路の区分を表しています。2番目の数字は道路幅員による規模を表しています。そして最後の数字は都市計画区域毎の一連番号となっております。

○ ・ ○ ・ ○○
区分 規模 一連番号

区分

- 1 自動車専用道路
- 3 幹線街路
- 7 区画街路
- 8 歩行者専用道、自転車専用道又は自転車歩行者専用道
- 9 都市モノレール専用道等
- 10 路面電车道

規模

- 1 幅員40m以上のもの
- 2 幅員30m以上40m未満のもの
- 3 幅員22m以上30m未満のもの
- 4 幅員16m以上22m未満のもの
- 5 幅員12m以上16m未満のもの
- 6 幅員 8m以上12m未満のもの
- 7 幅員 8m未満のもの

3. 事業の内容

街路事業の主な内容

- ① 道路改築事業
環状道路及び幹線道路等の新設道路整備、現道拡幅による交通環境の改善
- ② 橋梁整備事業
橋梁の新設整備による交通環境の改善
- ③ 踏切除却・改良事業
鉄道横断部の立体交差
- ④ 共同溝設置事業
幅広な歩行空間確保のための歩道部支障物の地中化
- ⑤ 交通結節点改善事業
駅前広場、駅自由通路、自転車駐車場、パークアンドライド駐車場の整備による、道路と鉄道等の交通施設の結節性改善

4. 事業の手法

街路事業は、都市計画決定された道路について、都市計画事業の認可を受けて行われます。

これにより、当該事業地内においては都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の建築について制限が働くほか、土地収用法の規定が適用されることとなります。

6. 平成17年度及び18年度の実施状況

(単位:百万円)

	平成17年度		平成18年度	
	工区数	事業費	工区数	事業費
県事業	15	4,282	14	3,729
市町村事業	16	2,265	12	1,750
合計	31	6,547	26	5,479